(HP)

申請日

FAX 06-6928-8807

令和 日

中古住宅適合証明申請書

(フラット35・財形住宅融資) (第一面)

1. 独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準、手続及び下記の申請者確認事項を了承し、下記の個人情報の取扱いについて同意の上で、次のとおり物件検査及 び適合証明を申請します

なお、売主名その他第三者に関する情報については、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得し、かつ、本人の同意を得た上で、提供します。

2. 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します(代理者欄が記載された場合に限ります。)。

	Σ機関名 □事務所名	株式	会社バルトロ 建築士事務所ViaBARTOLO3	4 御中			
申請者(自署)		氏 名					
		〒(-) 住所:		_		
		TEL ()			
仲介業者名		名 称			担当者名		
		〒(—) 住所:				
		TEL () 携帯TEL()
請求書 宛名		□ 申請者		所属/担当者名:	連絡先:]
建物の 所在地	地名地番						
	住居表示	〒(—)				
マンシ	ョン名			1	主宅番号		号
1 個人情 検査が 終及び (1)業アイ (2)利用 物件 ア	機関及び建物 利用目的の 内容に関する をこれる 日本でにしていい 日本ででは 日本ででは 日本では 日本では 日本では 日本では 日本では 日本	トる業務の内に 築士事務所(は 達成に必要なる検査を行い る検査を行い もに付随する。 ほ合証明の申し が行う適合記ま ことを含みま	以下「検査機関等」といいます。)は、個人情報な範囲で利用いたします。 、機構のフラット35又は財形住宅融資に適り業務 請に際して取得した個人情報は、次の目的で 正明業務の実施のため(同一建築物内の他の)住宅について適合証明業務を実施する場合において、個人情報の	明業務」とい	います。)	

検査機関等は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第27条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありませ ん。ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客さまの同意を得た上で、次表に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。 個人情報の提供先 提供先の利用目的 提供する個人情報 機構 適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等 中古住宅適合証明申請書に記載された 過日記引送が過少が、フラット35(中古住宅)に関する債権の譲受け又は保険・保証の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 お客さまの属性等(氏名、住所、電話番号等)、申請に関する住宅情報(所在地、構造、面積、仕様、検査の結果等) ・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発 ・フラット35(中古住宅)に関する債権の譲渡又は保険・保証に関する事務 申請住宅について機構のフラット35(中古住宅)の融資の申

・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の徴収等

び建築士の登録を実施する機関(注) (建築士事務所に物件検査及び適合証明を依頼した場合に 限ります。) (注)登録を実施する機関とは、(一社)日本建築士事務所協会連合会及び(公社)日本建築士会連合会をいいます。

料金表(税	込) ※遠方での調査、発行につきまし	しては当社規定の出張旅費を加算させて	いただきます
	表示登記日が昭和58年4月1日 以降	表示登記日が昭和58年3月31日 以前又は不明	フラット35維持保全型(インスペクション実施住宅)適用検査
戸建て・長屋	77,000円	110, 000円	⊥66 000⊞
マンション	55,000円	88, 000円	+66,000円

・【フラット35】S の適合証明書発行は、上記価格+5,500円 で行っております。

ウ その他お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

機構と協定を締結し、適合証明業務を行う建築士事務所及

機構等への個人情報の提供

込みを行う金融機関

- ・ 現地調査にて不適合となった場合、もしくは調査のみで終了する場合は 27,500円 をお支払いただきます。
- 再調査が必要な場合、再調査料11,000円(税込)を加算させていただきます。



中古住宅適合証明申請書

(フラット35・財形住宅融資

(第二面)

融資の種別(注1)	□ フラット35のみ □ フラット35+財形住宅融資(リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション) □ 財形住宅融資(リ・ユースプラス住宅及びリ・ユースプラスマンション)に限る。 □ 財形住宅融資(リ・ユース住宅及びリ・ユースマンション)に限る。							
住宅の種類(注2)	□ 一戸建て等 □ マンション							
戸建型式	□ 一戸建て □ 重ね建て□ 連続建て □ 共同建て				併用住宅区分	□ 専 ※フラッ		併用住宅※ 宅)の場合に限る。
	□ 1.有	金利Bプラン	□ 1.省エネルギー	一性	□ 1.開口部断熱 □ 2.外壁等断熱	·		
		☆和 A プラン	□ 2.バリアフリーイ	生	高齢者等配慮対策等級2以上			
フラット35Sの基準の適用			□ 3.省エネルギー	一性	□ 3.認定低灰素住宅(注6) □ 4.性能向上計画認定住宅(注7)			
(注3)(注4)			□ 4.耐震性	_	□ 1.耐 <u>震等級(構造</u> 躯体の倒壊等防止)2以上 □ 2.免震建築物			
			□ 5.バリアフリー↑□ 6.耐久性・可変	Table □ 1.劣化対策等級3以上等(注8)				
		Composition 2.長期優良住宅(注9) 2.長期優良住宅(注9) 8. Nearly ZEH(Note: Nearly ZEH(Note: Nearly ZEH(Note: Note						
	□ 2.無							
フラット35維持保全型 の基準の適用(注4)	□ 1.有	□ 11.長期優良住宅(注9) □ 12.管理計画認定マンション(注11 □ 13.安心R住宅(注12) □ 14.インスペクション実施住宅(注1 □ 15.既存住宅売買瑕疵保険付保住宅(注14)				,		
3 21 3 22/13 (12.17)	□ 2.無	E POSSE E CANADAMBATIANE CARATA						
確認済証の有無 □ 有 □ 無				・改築 の有無	増·改築] 無	
適合証明書発行希望日	令和	年 月	B	修現	地調査希望日	修 繕 令和	年 月	月
ローン承認	□申請前□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		□ 匒	季 查中	□ 承認済			
/+tztz. (\\\ \tau \)								

考(注7) 備

- 財形住宅(リ・ユース住宅及びリ・ユースマンション)の適合証明書交付を希望した場合、当該適合証明書はフラット35(中古住宅)並びに財形住宅融資(リ・ユースプラス住宅及びリ・ユースプラスマンション)の適合証明書として利用できませんのでご注意ください。 (注1)
- 「一戸建て等」:一戸建て、連続建て、重ね建て及び地上階数2以下の共同建ての住宅 (注2)
- |:地上階数3以上の共同建ての住宅(構造が耐火構造(性能耐火含みます。)又は準耐火構造)
- (注3) 適合証明技術者は、フラット355(金利Bブラン)の省エネルギー性に係る判定に限定されますのでご注意ださい。 (注4) フラット35による住宅ローンの借換えの場合は、フラット358及びフラット35維持保全型のいずれも利用することができません
- (注5) 断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4の基準は、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準に代えることができます。
- (注6) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の規定により集約都市開発事業計画が認定された住宅を含みます。また、令和4年10月1日改正後の建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準に適合する住宅に限ります。
- (注7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅をいい、令和4年10月1日改正後の建築物エネル
- 、 IHRIERDの学本坪に週ロするものに成ります。 (注8) 劣化対策等級3以上等: 評価方法基準による劣化対策等級3、維持管理対策等級2以上及び一定の更新対策(一戸建て以外の場合に限ります。)が必要 (注9) フラット35S(金利Aプラン)のうち「12.耐久性・可変性」を希望される場合又はフラット35維持保全型のうち「長期優良住宅」を希望される場合は、長期優良住宅の認定が取り消されたものではないことを確認してください。取り消されている場合は、フラット35S(金利Aプラン)「耐久性・可変性」及びフラット35維持保全型「長期優良住宅」のいずれも利用することができません。
- また、令和4年10月1日改正前の長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準に適合するものを含みます。 (注10) 当該基準の適用に当たっては、住宅の建設地域、建物の階数など、それぞれの基準で定める条件に該当する必要があります。
- (注11) マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の4の規定により計画作成都道府県知事等から認定を受けた管理計画を有する共同住宅 の用途に供する建築物内の住宅をいいます。
- (注12) 特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程(平成29年国土交通省告示第1013号)第2条第1項に規定する特定既存住宅であって、同告示第10条第1項に規定する標 章が使用されている住宅をいいます。
- (注13) 既存住宅状況調査方法基準(平成29年国土交通省告示第82号)の第4条に規定する調査において調査の対象となる部位に、劣化事象等、著しい蟻害、著しい腐朽等(鉄 骨造の場合は著しい腐食)又は構造耐力上問題のある不足が見られない住宅をいいます
- (注14) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第19条第2号に規定する保険契約のうち、既存住宅売買契約に係るものが付保された住宅 ないいます

<申請者確認事項>

- - (2) 住宅の床面積、表示登記の時期、購入価額、人の居住等についての要件に適合していること。
- 申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断す るために行うものであり、申請者に対して住宅の瑕疵がないこと及び住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。
- 申請住宅についての適合証明は、建築基準法への適合を証明するものではないことを承知しています。また、建築基準法に不適合な場合等は 融資の対象とならないことがあることを承知しています。

- 申請者と住宅の居住者が異なる場合は、現地調査日までに居住者の了承を得ます。 検査途中の段階で、当該物件が要件に不適合であることが判明したの場合等は、それ以降の検査が行われず、それまでの検査費用について精算することがあることを承 発行後の適合証明書の有効期限は、一戸建て等の場合は現地調査日から1年間、マンションの場合は現地調査日から5年間(適合証明受理日において竣工から5年以 内の場合)又は3年間(適合証明受理日において竣工から5年超の場合)であることを承知しています。 当該住宅の検査に伴いキズ等が生じた場合であっても、補修等を求めないことを承知し、これについて当該住宅の所有者の同意を得ています。 フラット355又はフラット35維持保全型を利用する場合は、金融機関への申込期間が定められていますので、当該申込期間内に借入申込みを行う必要があることを フラット355又はフラット35維持保全型を利用する場合は、各基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合することが必要であることを承知しています。